

車 両 燃 料 等 売 買 単 価 契 約 書

令和6年度車両燃料売買単価契約書

沖縄県公営企業管理者企業局長 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（系列給油所を含む。以下「乙」という。）とは、車両燃料の売買単価について、次のとおり契約する。

（契約単価）

第1条 燃料の契約単価は、次の表のとおりとする。

燃 料 単 価 表

品 名	単 位	単 価 (消費税抜き)
レギュラーガソリン	1リットル	円

（単価の改定）

第2条 単価の改定は、別記「契約単価改定基準」に基づき行うものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金 円

※契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を甲の指定する方法で甲に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（燃料の供給）

第4条 燃料等の受渡しは、乙の店頭（給油所）で行い、乙所定の計算書に甲の職員が車両登録番号、所属、氏名、押印（又は署名）をし、受渡しの証とする。

（契約対象車両）

第5条 甲の車両登録番号及び所属は、別表第1のとおりとし、変更があったときは、文書で乙に通知する。

（料金の請求及び支払）

第6条 代金は1か月ごとに計算し、乙が別表第1の所属別に請求書を作成し、受渡証の写しを添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の請求書を適法なものとして受理した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、1か月使用の給油量を算出し、燃料等料金及び法令所定の消費税を甲に請求する。

4 乙が請求する金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する燃料料金額に法令所定の税率を上乗せした金額（円未満は切捨て）とする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙が期間内にこの契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の2か月前までに相手方へ文書で通知しなければならない。

（契約事項の変更）

第9条 乙は、契約期間の途中で会社の商号、代表者、所在地等の変更が生じたときは、すみやかにその変更を証明する書類を添えて、文書で甲に通知しなければならない。

（その他）

第10条 この契約の履行に関し、甲乙間に疑義が生じたときは、関係法規及び商慣習に従い、甲乙協議して定めなければならない。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県公営企業管理者
企業局長 ○○○○

乙

別記

契約単価改定基準

1 基準価格

車両用燃料に係る契約単価改定の指標として、経済産業省・資源エネルギー庁からの委託に基づき財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター（以下「石油情報センター」）という。）が公表している給油所小売価格調査（沖縄局）に掲載されているレギュラーガソリンの1リットル当たりの価格（以下「調査価格」という。）から消費税を除いた価格（以下「基準価格」という。）を用いるものとする。

基準価格は、小数点第2位を四捨五入とする。

2 単価見直しの時期

車両用燃料単価の見直しは四半期ごとに行うこととし、変更された価格はそれぞれ7月、10月、1月の初日から適用する。

3 改定単価の算出方法

改定単価は、6月、9月、12月それぞれ第1週目に公表された基準価格に落札率を乗じた価格とし、それぞれ、7月、10月、1月の初日から適用する。

落札率は、

入札金額におけるガソリン単価／入札日前直近の基準単価

とし、小数点第3位を四捨五入とする。

ただし、落札率が1以上の場合は落札率は1とする。

改定価格は、小数点第2位を四捨五入する。

4 緊急時の対応

天災地変、紛争等による社会・経済情勢の急激な変動により石油製品価格が急騰又は急落した場合において、現在の契約単価による供給が適当でないと認めるときは、前記2に規定する単価見直しの時期にかかわらず、速やかに単価見直し協議を開始することができる。この場合の改定単価の算出方法は、原則として、前記3の方法とする。